

学生納付特例制度を知っていますか？

学生納付特例制度とは

平成12年4月に創設された20歳以上の学生のための制度です。20歳以上の人はすべて国民年金に加入しなければならなくなり、学生も例外ではありません。

しかし、学生の場合は収入が少なく保険料を納めるのが困難です。

そこで、学生のために納付特例制度として創設されました。

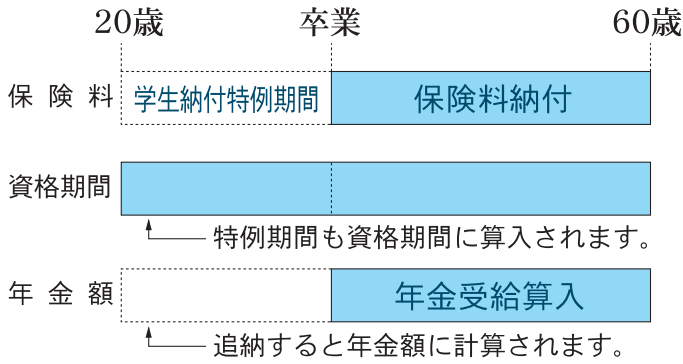
特例を受けた期間は

・老齢基礎年金を受け取るために、原則25年以上の納付期間が必要です。学生納付特例制度を受けた期間は、

25年の資格期間に含まれます。

但し、年金の額には含まれませんので追納をしてください。10年以内ならば、卒業後など遡って納付することができま。す。(左表参照)

・特例期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害年金が支給されます。



追納はお早めに

学生納付特例に承認された年度から2年を過ぎた分については、加算額が上乘されますのでご注意ください。

承認を受けた月の年度	追納額 (1ヶ月分)
平成7年度	16,310円
平成8年度	16,260円
平成9年度	16,040円
平成10年度	15,790円
平成11年度	15,190円
平成12年度	14,600円
平成13年度	14,040円
平成14年度	13,500円
平成15年度	13,300円
平成16年度	13,300円

熊本地方検察庁からのお知らせ

熊本地方検察庁では、平成21年までに実施される「裁判員制度」を理解していただくために、次のような広報活動を行っておりますので、ぜひ、ご利用ください。

- ・派遣講師による説明会
- ・検察庁での説明会
- ・広報ビデオの貸し出し
(「裁判員制度…もしもあなたが選ばれたら」監督：中村雅俊 出演：西村雅彦、加藤夏希ほか 約60分)

利用の申込・問合せ先
熊本地方検察庁 企画調査課
TEL：096-323-9035



申請できる人は

- ・前年の所得が以下の金額であること。118万+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等
- ・学校法人の許可を受けている学校の学生

申請手続きは

- ・申請書に必要な事項を記入し、住民票がある市町村の年金担当窓口へ提出する。
- ・必要な書類：
学生証か在学証明書 (コピー可)
- ・印鑑・年金手帳
- ・離職票等(失業した方)
- ・申請は、毎年行う必要があります。4月末までに行ってください。